

○岡田議長 次に、土光議員。

〔土光議員質問席へ〕

○土光議員 土光均です。国頭議員の代表質問の関連質問をしていきます。

まず最初に、中国電力からの財源措置についてに関して、関連の質問をしていきます。

市長の答弁では、県を經由して得られる4,000万円、これは、こう言ったと思います。本年度実施した原子力防災対策に資する事業というふうな答弁がありました。まずお聞きしたいのは、この4,000万円、これは県から交付されることは確定していますが、もう現時点で県から交付をされているのでしょうか。

○岡田議長 松本防災安全監。

○松本防災安全監 現時点では、まだ交付をされておられません。

○岡田議長 土光議員。

○土光議員 そうすると、交付自身は決定していますが、まだ交付はされていないものを、本年度、これ2026年のことですよ。本年度実施した、過去形ですよ。これから交付されるものを既に実施した原子力防災対策に資する事業に充当する。これの私は意味がよく分からないのですが、具体的にこれどういう処理がなされるのか説明してください。

○岡田議長 松本防災安全監。

○松本防災安全監 中国電力から鳥取県を經由して本市に入ります4,000万円につきましては、本年度の事業に充当するという事で鳥取県のほうから聞いております。そのため、原子力災害対策に資する事業に充当するという事で鳥取県と協議をしてお

りまして、現在その手続を進めておるところでございます。

○岡田議長 土光議員。

○土光議員 今、本年度末ですが、本年度既に実施をした事業に充当する、そういう意味ですか。そうだったら、じゃあ具体的にどういった事業に幾ら充当するのですか。

○岡田議長 松本防災安全監。

○松本防災安全監 この事業につきましては、交付申請自体を現在、手続を行っているところでございます。最終的には、交付決定をこの後受ける流れになりまして、その後、実際に資金のほうの交付のほうがある流れにはなりません。事業としましては、今年度実施しました、一般的には例えば道路であるとか避難経路に係る修繕ですね、そういったものであるとか、具体的には今、県と調整中でございますけれども、そのような内容で県と調整をしております。

○岡田議長 土光議員。

○土光議員 その既に実施した事業、これ事業するときには財源を示されて事業をされていると思うんですが、それを別のというか、そのとき少なくともその予算のときに示された財源以外から充当するという、私はこの辺のからくりがよく分からないのですが、ちょっとこれは改めて聞く機会があると思いますので、そのことだけを言っておきます。

それから、この財源協定に関して、こういった文言があります。中国電力は鳥取県に財源協力をする。この財源はどういう趣旨かというのと、原子力防災対策を実施するための経費として中国電力は鳥取県に提供する。米子市はそういった趣旨のお金を県経由で

交付を受ける。この中国電力からの費用、財源の協力というのは、あくまでも協定にあるように原子力防災対策を実施するための経費、そういった認識は米子市もありますか。

○岡田議長 松本防災安全監。

○松本防災安全監 原子力対策を実施するための事業に充てるということで考えております。

○岡田議長 土光議員。

○土光議員 そういった認識ということで、実際に中国電力からの資金、これは具体的にどういった事業に充当されるのかというのはこれからも注視していきたいと思えます。

それから、次、プルサーマル発電に関してお聞きします。

まず、壇上の質問で、平井鳥取県知事が鳥取県側は中国電力からこれまで安全協定に基づく説明は一切受けていない。中国電力は安全協定に基づく説明をすべきである。これは市も同様な認識だというふうな答弁がありました。まず前提でお聞きしますが、中国電力は立地自治体である松江市、プルサーマル発電を実施するということに関して、安全協定に基づいて、事前了解願を出しています。この事実は当然御存じでしょうね。これは確認の質問ですが、まずそこを確認します。

○岡田議長 松本防災安全監。

○松本防災安全監 承知しております。

○岡田議長 土光議員。

○土光議員 これは、安全協定の何条に基づいて中国電力は松江市に事前了解願を出したのですか。

○岡田議長 松本防災安全監。

○松本防災安全監 これは、島根県側と中国電力が結んでおります安全協定の第6条であったと記憶しております。

○岡田議長 土光議員。

○土光議員 そうですね、第6条に基づいて。この第6条というのは、これ立地ですから、安全協定の文言上も、何か新たなことする場合、それは定義されていますが、事前了解願を出すものとするという第6条がありますね。それに基づいて、中国電力は松江市に事前了解願を出しています。それから、じゃあ市のほうは、市と中国電力も今、安全協定を結んで、これやはり第6条、文言は違いますが第6条に、安全協定上では報告をする、これ事実上、事前の報告をする、そういった文言が第6条にあります。その安全協定を締結するときに、一度改定されましたが、中国電力は、これも壇上で言いましたが、安全協定の運用に関しては同様な対応をするという中国電力からの文書を得ていますよね。これは、これ回答という文書なんですけど、もともと米子市は中国電力にどういう質問というか、どういう要請を出して得られた回答ですか。

○岡田議長 松本防災安全監。

○松本防災安全監 正式な文書のやり取りにつきまして今ちょっと手元にはないのですが、安全協定を改定するに当たりまして、鳥取県、米子市、境港市含めまして協議を続けておりました。その中で、議員の皆様にも当時説明をしておりますけれども、立地と周辺市との関係、それこそ同様なのか、差があるのかっていうところも議論になっておりました。そのような中で、同様な扱いをしていただきたいという要望をずっと出しておりましたので、それに対する回答ということでこの文書が来ていると理解をしてお

ります。

○岡田議長 土光議員。

○土光議員 同様な対応を行っていくという中国電力からの回答も、これは今日の私の質問資料の1枚目にその資料を載せています。これは、形上、中国電力は平成24年11月1日、そういった米子市を含めた申入れに対して回答という形で、安全協定の運用におきましては立地自治体と貴市と同様の対応、この同様というふうなのがあります。もともと平成24年11月1日、これ何を要請したかというのと、市は中国電力に対して、立地自治体並みの安全協定を結んでほしい、そういった要請に対してこういう回答が来てます。だから、一応これは実際安全協定を改定するときも言われましたが、安全協定の文言上は事前の報告、意見を述べることができる、誠実対応するということだけど、事実上は事前了解願と同じ、この同様の対応を行っておるという文書と併せて、事実上の事前了解権、事前了解を得られ、事前了解というのを中国電力は市に対してするものだというふうに解釈できるし、当時そういった説明があったと思います。そうすると、改めて聞きますが、プルサーマル発電に関して、中国電力は松江市に第6条に基づいて事前了解願を出している。市は当然中国電力に立地と同様な対応を求めている。中国電力はそういう対応をするというふうに文書を出している。ということは、壇上の質問のやり取りでは、安全協定に基づいて説明するということですが、これは当然第6条に基づいた説明というふうになると思うんですが、いかがですか。

○岡田議長 松本防災安全監。

○松本防災安全監 立地市、県におきまして、どのような経緯で第6条の該当になったかは承知はしておりませんが、少なくとも本市、県、境港市と結んでおります協定におきましては、どの条文で報告をいただくかということは今調整をしているところでございます。

(「質問に答えていない。」と土光議員)

○岡田議長 いや、答えてますよ。境港市と共同で今検討してまわすってことですね。

土光議員、質問を続けてください。

土光議員。

○土光議員 私は、立地で中国電力は第6条に基づいて事前了解願、つまり手続をしている、プルサーマル発電の実施に関して。だから、当然、同様な対応、同様にするんだから、米子市に対してもプルサーマル発電に関して第6条に基づいて手続をする。当然その一環として説明もする。第6条というのは、これが同様の対応。それ以外は私はないと思うのですが、同様な対応をそういった意味で求め、第6条に基づいてというふうに明言をされませんか。

○岡田議長 松本防災安全監。

○松本防災安全監 第6条で対応することだけが同様であるとは考えておりませんが、実際にプルサーマルの話というのは、具体的にはまだ中国電力、島根原子力発電所についてはいただいておりません。いただいた後どのような対応をするか、これが第6条だけではなくて、それぞれの連絡、報告というのは条文うたってあります。その中で、例えば内容について意見が言える条文も

ありますし、それに対して真摯に対応するよと記述をしている条文もあります。どのような条文で対応して真摯に対応いただけるかというところを議論をしていく中で、最終的に何条適用かということは、協議の結果で決まってくるものと考えております。

○岡田議長 土光議員。

○土光議員 これ市長から答弁いただきたいのですが、今の防災安全監の答弁は、委員会でもそういったやり取りをしました。私が言ってるのは、中国電力は立地自治体に第6条に基づいて手続をしている。つまり事前了解願を出している。米子市は中国電力に立地自治体と同様な対応をすることを求めて、中国電力はそれを文書で約束をしている。だから当然、米子市においても、これたまたま同じ内容、第6条、ほぼ、全く同じ内容ではありませんが、それに対応する第6条です。第6条に基づいてプルサーマル発電の実施、これを手続を進めることを当然中国電力はすべきだし、米子市はそれを求めるべきではないかと思いますが、市長のお考えをお聞きします。市長にお伺いします。

○岡田議長 伊木市長。

○伊木市長 現時点でまだ中国電力側から具体的な話をいただいておりますので、これその時点で我々から求めるということはございません。中国電力側からお話があれば、その時点で鳥取県、それから境港市と相談をしながらこの考え方をまとめていきたいと考えております。

○岡田議長 土光議員。

○土光議員 いや、中国電力は具体的に動きをして、それに関して平井知事は、中国電力は安全協定に基づいて説明すべきだ、市

長も同じ見解だ。やるんだったらやってくださいと求める。やるんだったら、安全協定に基づいて説明すべきというふうに米子市は言ってるんですよ。市長、同じ見解なんだから。その安全協定に基づいているのは、当然立地自治体と同様の対応だから、第6条に基づいて説明すべき、手続をすべきということになると思うんですが、そういうふうには求めないの。やるんだったらですよ、やってくださいではないですよ。やるんだったら、平井知事の言葉を借りれば、ノックをちゃんとしてください。安全協定に基づいてという意味ですよ。やるんだったら、第6条に基づいて説明すべき、手続を進めるべきというのを明確に意思を示すべきだと思いますが、いかがですか。

○岡田議長 伊木市長。

○伊木市長 その御質問については、もう代表質問の答弁で回答しているとおりでございます、安全協定に基づいて中国電力は……。

(土光議員の発言あり)

○岡田議長 静かしてください。答弁中です。

○伊木市長 説明すべきと考えておりまして、これは鳥取県知事と同様の見解でございますと既に答弁したとおりでございます。

○岡田議長 挙手してください。

(「議事進行。」と土光議員)

○岡田議長 待ってください。議事進行。手を挙げて言ってください、議事進行ということ。

どうぞ。

○土光議員 私は、第6条に基づいてやるんだったら手続をすべ

き、そういったことをきちっと意思表示すべきではないですかと言ってるんです。第6条のことを聞いているんです。

○岡田議長 答弁できますか。

伊澤副市長。

○伊澤副市長 繰り返しの答弁になって大変恐縮ですが、今、防災安全監あるいは市長のほうからお答えしているのは、安全協定に基づいて協議は行われるだろうというふうに思いますけども、どの条文をその根拠にするかということをごちら側から決めて求めていくというものではないということをご繰り返して申し上げているわけでありまして。それは中国電力のほうで適切に判断されてお決めになることであって、今の段階から私どものほうで何条で協議してこいということを決めるということではないということをご繰り返して御答弁申し上げているところであります。以上であります。

○岡田議長 土光議員。

○土光議員 私が言っているのは、同様な対応を求めているんだから、実際中国電力は第6条に基づいて立地自治体に関しては手続を進めた。だから、米子市に関しても、手続をする、何かするんだったら第6条に基づいてちゃんとしてくださいよというふうに言うべきだと思うんですが、もし中国電力がその辺を曖昧にするのでしたら。実際曖昧に実はしてるので、米子市として、するんだったらちゃんと立地と同様、つまり第6条に基づいてというふうな見解を示すべきではないですか、それを聞いているんです。

○岡田議長 伊澤副市長。

○伊澤副市長 繰り返しの答弁になりますが、まだ中国電力のほ

うから具体的に安全協定に基づく協議というのが我々もしていただいてるという認識はございません。その時点で土光議員がおっしゃるようなことについて判断すべき状況が来れば判断することになりましょうが、あらかじめ私どものほうで判断するという事項ではないというふうに考えております。以上であります。

○岡田議長 土光議員。

○土光議員 その安全協定の改定で非常に文言上曖昧、それから別文書で同様の対応、そういった曖昧さを残したまま改定するので、こういった曖昧さが今でも残っているというふうに私は感じます。実際、これからの運用に当たって、適切な時期にきちんと第6条に基づいてこれは手続をすべき。第6条に基づくというのは、中国電力から報告があつて、意見を言うことができる、誠実に対応する、その手続をちゃんと踏むべきだという意味になります。

では、次に行きます。それから、プルサーマル発電に関して様々な、どのようなものであるかとか必要性、米子市のデメリット、いろいろ聞きましたが、基本的に答弁は、まだはっきりしないのだから言えないというのが、そういった答弁だったと思います。私は、いずれこのプルサーマル発電に関して様々議論をして、多分最終的に私は第6条に基づいてだと思ふので、意見を述べる。つまり、中国電力は2号機でプルサーマル発電をすることに関して認めるか認めないか、そういった最終的な判断を迫られることになると思います。その議論において、少なくともプルサーマル発電に関して、基本的な事実、これは共有する必要があると思います。

様々ありますが、1つだけ、時間があれば2つしたいんですが、まず1つだけ。私はプルサーマル発電の最大の問題だと思ってるんですが、これはちゃんと事実として共有をしたいという意味で質問をします。これ、プルサーマル発電、MOX燃料を使って発電する。当然これ、MOX燃料の使用済核燃料が生み出します、必ず出ます。これの処理、市としてはどのようにされるというふうに今のところ認識されていますか。

○岡田議長 松本防災安全監。

○松本防災安全監 MOX燃料を使用後の処理については、直接まだ国及び中国電力から伺っておりませんので、詳細には把握しておりません。

○岡田議長 土光議員。

○土光議員 一度、説明一切受けてないと言ってるけど、1月15日に自治体向け説明会で、これ市からも出ていて、それで資源エネルギー庁、中国電力、一応一通りはプルサーマル発電のことは説明していますよね。そんな中でまずお聞きしたいのは、今普通の軽水炉、普通の原発で出てきた使用済核燃料は、六ヶ所村再処理工場で再処理することになっています。まだ稼働はできていません。それでできてきた最終的な高レベル廃棄物、これは地層処分することになっています。これも確定していません。ところが、ただ、具体的な動きは当然あります。まず、事実としてお伺いしたいのですが、このプルサーマル発電を実施した結果のMOX燃料の使用済核燃料、これは現在、稼働しようとしている六ヶ所村の再処理施設、これで処理はできるものですか、それとも、これはできないものですか。

○岡田議長 松本防災安全監。

○松本防災安全監 将来的なことは分かりませんが、現時点で設置の申請が行われておりますのは、ウランの使用済燃料だけというふうに聞いております。

○岡田議長 土光議員。

○土光議員 これは事前に資料提供しましたし、今日の私の質問資料の2枚目にこれは明確に書かれています。つまり、再処理工場、これは原子力規制委員会の許可が必要です。設置許可、設置許可は今出ています。この設置許可の審査に当たって、前提としては、MOX燃料の処理はしない、することになっていないという前提で審査をして許可が出ているということで、今の六ヶ所村の再処理施設がたとえ動いたとしても、MOX燃料はここでは処理ができない、それは確定しています。将来的にというのは、いろんな仮定を重ねれば可能性ありますが、これは現時点ではできません。ということは、このMOX燃料、処理のしようがないというふうに私は思います。

で、私が気になったのは、1月15日の資源エネルギー庁の説明の資料の中で、これは私の質問資料の3枚目、P3と書いてある。これは、1月15日に資源エネルギー庁が使った説明の資料の一つです。これを、よく核燃料サイクルを確立、国は核燃料サイクルを確立したいというふうなことで、この資料3にもそういったぐるっと回るサイクル図を示しています。これを見ると、左側にプルサーマルを実施、ぐるっと輪っかが右に行って六ヶ所再処理工場。これ、この図を見ると、プルサーマル発電でできた、つまり使用済MOX核燃料、これは六ヶ所村再処理工場で処理を

して、またぐるっと回る、そういうサイクル図というふうはどう見てもこの図は読めるのですが、そういうふうには読めますか。

○岡田議長 松本防災安全監。

○松本防災安全監 この図でございませけれども、3年前にも同様の質問をいただいていたと思います。そのときも答弁させていただいたんですが、基本的にこの図につきましては、国のほうが作成したものでございまして、どのような目的でどのような意図を持って作ったものかというのは分からないので、明確な答弁というのはできないんですけれども、少なくとも核燃料を使ったサイクル図であるという認識は持っております。

○岡田議長 土光議員。

○土光議員 いや、国がどういう意図でというのを置いといても、この図は明らかにプルサーマル発電の使用済核燃料がぐるっと回って六ヶ所村再処理工場で再処理をするというふうに、これ当然読めますよね。意図とかじゃなくて、この図はそういうことを表している図、それ以外にこれは取りようがないと思うんですが、再度答弁願います。

○岡田議長 松本防災安全監。

○松本防災安全監 国におきましては、MOX燃料の再処理というのは技術的には可能ということでは言っておられます。将来的には当然これ、こういった図の中で回していくことにはなるという意図で作られたのではないかと推測はしますが、私どもで考えられますのは、そこまででございます。

○岡田議長 土光議員。

○土光議員 なかなか言いづらいのかもしれませんが、将来的に

というとは何でもありなので、これは今回、島根2号機でプルサーマル発電をするという一環で資源エネルギー庁がプルサーマルのことで国の考え方を示したものだ。ただ、これは今のことです。それでこういった図を示して、いかにも使用済核燃料、MOX燃料、これが再処理で核燃料サイクルに乗っかるよというふうな図を示して説明するのは、私は不適切だと思います。最初に言いました、プルサーマル発電の是非を議論するとき、少なくともきちんとした事実関係は共有した上でいろいろ議論をすべきだと思います。国はそういうことをしていないのです。私に言わせれば、うそに近いような、そういう図を示して、だからプルサーマルをやろう、そういった説明に私は見えてしまう。こういった事実在即さないようなことを前提にプルサーマル発電の是非を議論するのは、大きな誤りになると私は思います。

このプルサーマル発電、最大の問題は、MOXの使用済核燃料、全く行き場がない、これが現状です。国はそれをごまかして説明をしているんです。そういった説明、多分これ以降、中国電力とか国とか、プルサーマル発電について様々な説明があると思いますが、そういった中で、きちんと事実在即した説明を求める、疑問点はちゃんと質問をする、そういったことが必要になると思います。これはこれからのことですが、米子市が、多分中国電力は第6条に基づいて手続を進めなければならないと思いますので、市としては、中国電力や国がきちっと説明をする。その説明の中で分からない点、この資料3のように明らかにおかしいと思える点、これに関してはきっちりやり取りをできる、そういう場を市としては設けるのが最低限の市の役割だと思いますが、いかがで

すか。

○岡田議長 松本防災安全監。

○松本防災安全監 この図が誤っているかどうかというのは私どもでは分かりませんし、少なくとも私は誤っているという認識はございません。ただ、土光議員言われますように、分からない点は聞いていく、これは非常に大事なことでございますので、引き続き中国電力とは、国も含めてですけれども、綿密に連携を図っていく、いろいろ質問等をしていくことは必要だと思います。また、住民も含めてだと思えますけれども、そういった説明の場を設けるのが市の責務ではないかということではございますが、まずは一義的には中国電力においてそのような説明等はしていくべきだと考えておりますので、現時点で私どもがそういうのを開催するという考えはございません。

○岡田議長 土光議員。

○土光議員 一つは、もちろん一義的には国とか中国電力が説明すべき。そういう場をきちっと設ける、そういう場を設定する、それは市の役割だと思いますが、それはそういう、それに関してはどう思われますか。

○岡田議長 松本防災安全監。

○松本防災安全監 場所の設定も含めて、一義的には中国電力及び国においてすべきであると考えております。

○岡田議長 土光議員。

○土光議員 随分及び腰だなと思いますが。それから、先ほどこの図が誤っているとは思わないと言いましたね。再度言いますよ。プルサーマル発電で出てきた使用済核燃料、ぐるっと回って六ヶ

所村、矢印行ってますよね。これ、何で誤っていると思わないんですか。

○岡田議長 松本防災安全監。

○松本防災安全監 こちらのほうが、ページのタイトル、核燃料サイクルの確立に向けた取組ということで、核燃料サイクルの確立に向けた取組の図ということで理解をしております。六ヶ所村の再処理工場も、土光議員の話でいきますと、まだ完成も何もしてないんで回らないじゃないかとか、そういうことも出てきますが、これは将来的にはこういう形で回っていくんだよという取組の図であると理解をしておるところでございます。

○岡田議長 土光議員。

○土光議員 このプルサーマル発電、広く言えば、原子力の世界に関しては、この資料3のように、事実に即さないような、そういった説明、そういったことが多々行われています。そういったことを排してからやっていくべきだと私は思います。終わります。

(拍手)

○岡田議長 お静かにお願いします。

以上で本日の日程は終了いたしました。

お諮りいたします。本日はこれをもって散会し、明3日午前10時から会議を開きたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○岡田議長 御異議なしと認め、そのように決定いたします。

本日はこれをもって散会いたします。

午後2時23分 散会